

資料編

資料編 関係法令等の整理

① 環境基本法

| | |
|--------------|---|
| 正式名称 | 循環型社会形成推進基本計画 |
| 所 管 | 環境省等 |
| 公布・・ 施行時期 | 公布：平成12年6月2日 施行：平成13年1月6日 |
| 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 形成すべき「循環型社会」 「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環型資源の循環的な利用、③適正な処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される社会 ○ 「循環資源」 法の対象となるものを、有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有価なものを「循環資源」と位置付け、その循環的な利用を推進 ○ 「施策の優先順位」 ①発生抑制、②再利用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 ○ 国、地方公共団体、事業者及び国民の「役割分担」 ①事業者・国民の「排出者責任」を明確化 ②生産者が、自ら生産製品等について使用され廃棄物となった後まで、一定の責任を負う「拡大生産者責任」(EPR)の一般原則の確立 ○ 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定 ①中央環境審議会が意見を述べる指針に則して、環境大臣が原案を策定 ②計画の策定にあたっては、中央環境審議会の意見を聴取 ③閣議により策定し国会に報告 ④計画の策定期限、5年ごとの見直し ⑤国のほかの計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする ○ 循環型社会の形成のための措置 ①廃棄物等の発生抑制のための措置 ②「排出者責任」の徹底のための規則等の措置 ③「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の取り引き・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価） ④再生品の使用促進、環境保全上支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等 |

② 廃棄物処理法

| | |
|--------------|---|
| 正式名称 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 所 管 | 環境省 |
| 公布・・ 施行時期 | 公布：昭和 45 年 12 月 25 日 施行：昭和 46 年 9 月 23 日 |
| 概 要 | <p>この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>また、(国民の責務)、(事業者の責務)、(国及び地方公共団体の責務)において、廃棄物の抑制・減量に努めなければならないとしている。</p> <p>(事業者及び地方公共団体の処理)</p> <p>事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。</p> <p>2 市町村は、単独にまたは共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。</p> <p>3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。</p> <p>一般廃棄物処理場に産業廃棄物を埋め立てる場合、交付金の対象となるためには、「3R 推進交付金(循環型社会形成推進交付金)ガイド(環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)」により、以下の要件を満たす必要がある。</p> <p>① 対象とする産業廃棄物が、他の施設では適正処理が確保できないまたはその恐れがあること。</p> <p>② 対象とする産業廃棄物は、当該処分場の一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において、一緒に処理できるものであること。</p> <p>③ 取り扱う産業廃棄物の量は、一般廃棄物処理量を超えないこと。</p> <p>④ 産業廃棄物を受け入れる際に、排出事業者責任を勘案して、処理費用として料金を徴収すること。</p> |

③ 排出事業者の処理責任

| | |
|-----|---|
| 概 要 | <p>○事業者が産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処分の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した場合には、委託基準や管理票に係る義務等に何ら違反しない場合であっても一定の要件の下に事業者を措置命令の対象とする。</p> <p>○依然として不法投棄案件が多発する中、その支障の除去等が最終的に都道府県の負担により行われている事態がみられるが、これを放置しておくことは排出事業者責任の形骸化にもつながることから、措置命令を積極的に活用すべきである。</p> <p>○産業廃棄物処理業の許可とは、許可申請者が一定の要件に合致すれば、都道府県知事は許可を付与しなければならないこととされている。したがって、産業廃棄物処理業の許可制度は、実際に許可を受けた者が適正に処理を行うことまで保証するものではなく、許可業者に対する処理委託が排出事業者の責任を免ずるものではない。</p> |
|-----|---|

④ 拡大生産者責任

| | |
|-----|--|
| 概 要 | <p>生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。OECD（経済協力開発機構）が提唱した。循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。</p> <p>循環型社会形成推進基本法は、事業者の責務として、廃棄物の減量化、適正処理に加えて、製品や容器がリサイクル利用されやすいように、リサイクルの仕組みが整備されれば製品や容器を引き取りリサイクルすることを規定し、拡大生産者責任の考え方を導入している。容器包装リサイクル法（1995）、家電リサイクル法（1998）、自動車リサイクル法（2002）、資源有効利用促進法（1991）などに定められる事業者の製品の引き取りとリサイクル義務の規定は、代表的な事例である。</p> |
|-----|--|

⑤ 容器包装リサイクル法

| | |
|------------|--|
| 正式名称 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 |
| 所 管 | 環境省等 |
| 公布 施行時期 | 公布：平成 7 年 6 月 16 日 施行：平成 12 年 4 月 1 日（本格施行） |
| 概 要 | <p>○ 消費者－市町村－事業者－指定法人の役割分担</p> <p>家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化（有償または無償で譲渡できる状態にすること）」するという役割を規定。</p> <p>○ 対象品目</p> <p>平成 9 年 4 月から、ガラスびん、PET ボトルをリサイクルの対象として、またリサイクルの義務を有する事業者を大企業に限定してスタートし、平成 12 年 4 月から対象が拡大され、紙製・プラスチック製の容器包装が新たに対象となるとともに中小規模の事業者にもリサイクルの義務が適用された。なお、缶、紙パック、ダンボールについては、有償または無償で譲渡できるものとして、事業者による再商品化は義務付けられていない。</p> |

⑥ 家電リサイクル法

| | |
|--------------|--|
| 正式名称 | 特定家庭用機器再商品化法 |
| 所 管 | 経済産業省等 |
| 公布・・ 施行時期 | 公布：平成 10 年 6 月 5 日 施行：平成 13 年 4 月 1 日（本格施行） |
| 概 要 | <p>○ 対象機器 平成 10 年 12 月にエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を対象機器として指定。その後、平成 16 年 4 月に冷凍庫が追加された。</p> <p>○ 関係者の役割</p> <p>①製造業者及び輸入業者（製造業者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引取り義務 指定した引取場所において、自らが製造等した対象機器の廃棄物を引き取る。 ・再商品化等実施義務 引き取った対象機器の廃棄物について、再商品化及び熱回収（再商品化等）を行う。 <p>②小売業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引取り義務 自らが過去に小売販売をした対象機器の廃棄物及び小売販売に際し、同種の対象機器の廃棄物の引取り求められたときには、引取りを行う。 ・引渡し義務 引き取った対象機器は、中古品として再利用する場合を除き、その対象機器の製造業者等（それが明らかでない時は指定法人）に引き渡す。 <p>③消費者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者は、対象機器の廃棄物を小売業者等に適切に引渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いに応ずる。 <p>④市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、その収集した対象機器の廃棄物を製造業者等（または指定法人）に引き渡すことができる（但し、自ら再商品化等を行うことも可能）。 <p>○ 費用請求</p> <p>①製造業者等は、対象機器の廃棄物を引き取るときは引取りを求めた者に対し、その対象機器の廃棄物の再商品化等に関する料金を請求することができる。</p> <p>②小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、中古品として再利用する場合を除き、排出者に対しその対象機器の廃棄物の収集及び製造業者等による再商品化等に関する料金を請求することができる。</p> <p>③事業者による料金の公表及び国による適切な情報提供、不当な請求をしている事業者に対する是正勧告・命令・罰則の措置を講ずる。</p> |

⑦ 自動車リサイクル法

| | |
|--------------|---|
| 正式名称 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 |
| 所 管 | 経済産業省等 |
| 公布・・ 施行時期 | 公布：平成 14 年 7 月 12 日 施行：平成 17 年 1 月 1 日（本格施行） |
| 概 要 | <p>ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる自動車 <ul style="list-style-type: none"> 全ての車種の四輪自動車（トラック・バス等の大型車、商用車を含む） ○ 関係者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ①ユーザー（最終所有者） <ul style="list-style-type: none"> リサイクル料金の支払い、自治体に登録された引取業者への廃車の引き渡し。 ②引取業者 <ul style="list-style-type: none"> 最終所有者から廃車を引き取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡す。 ③フロン類回収業者 <ul style="list-style-type: none"> フロン類を基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者に引き渡す。 ④解体業者 <ul style="list-style-type: none"> 廃車を基準に従って適正に解体し、エアバック類を回収し、自動車メーカー・輸入業者に引き渡す。 ⑤シュレッダー業者（破砕業者） <ul style="list-style-type: none"> 解体自動車（廃車ガラ）の破砕（プレス・せん断処理・シュレディング）を基準に従って適正に行い、シュレッダーダスト（自動車の解体・破砕後に残る廃棄物）を自動車メーカー・輸入業者に引き渡す。 ⑥自動車メーカー・輸入業者 <ul style="list-style-type: none"> 自ら製造または輸入した自動車が廃車された場合、その自動車から発生するシュレッダーダスト（自動車の解体・破砕後に残る廃棄物）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、リサイクル等行う。 ○ リサイクル料金の負担 <ul style="list-style-type: none"> ①平成 17 年 1 月以降、新車の購入者は、新車購入時にリサイクル料金を支払う。自動車の既所有者は、平成 17 年 1 月以降最初の車検時まで、また、車検を受けずに廃車とする場合は、引取業者に引き渡す時に支払。 ②リサイクル料金は、シュレッダーダスト（自動車の解体・破砕後に残る廃棄物）の発生見込量、フロン類の充てん量、エアバック類の個数・取り外しやすさなどをふまえ、自動車 1 台ごとに自動車メーカー・輸入業者が設定し、平成 16 年 7 月に公表。リサイクル料金は、軽自動車で 2 千円程度から、大型バスの 8 万円など幅がある。 |

⑧ 食品リサイクル法

| | |
|--------------|--|
| 正式名称 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 |
| 所 管 | 農林水産省等 |
| 公布・・ 施行時期 | 公布：平成 12 年 6 月 7 日 施行：平成 13 年 5 月 1 日（基本方針公表：平成 13 年 5 月 30 日） |
| 概 要 | <p>○ 各主体の役割</p> <p>①事業者及び消費者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の購入または調理の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めること ・再生利用により得られた製品の利用に努めること <p>②国の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資金の確保、情報の収集及び研究開発等に努めること ・教育活動、広報活動を通じ、国民の理解と協力を求めるよう努めること <p>③地方公共団体の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の経済的社会的諸条件に応じた食品循環資源の再生利用等の促進に努めること <p>○ 基本方針の策定</p> <p>環境大臣、農林水産大臣等主務大臣は、各主体がその取り組みを行うにあたり指標となるべき基本方針（「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」）を策定、公表する。</p> <p>○ 食品関連事業者による再生利用等の実施</p> <p>食品関連事業者に対し、基準に従った具体的な再生利用などの実施を求めている。</p> <p>①食品関連事業者の判断の基準となるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準は、基本方針に定める目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置を定めることとされており、具体的には、発生の抑制、減量、再生利用の実施方法等を定めることとなる。 <p>②勧告・命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者の再生利用等への取り組みが不十分な場合には、主務大臣により、勧告、公表、命令の措置が行われる。また、命令に従わない場合には、罰則が適用される。なお、勧告、命令等の措置の対象者は、食品循環資源の再生・利用等の推進における位置づけ等を考慮し、食品廃棄物等の発生量が一定量（100 t/年）以上の者に限定されている。 <p>○ 再生利用を促進するための制度</p> <p>食品関連事業者等の食品循環資源の再生利用への取り組みを促進するため、「登録再生利用事業者制度」、「再生利用事業計画の認定制度」、「廃棄物処理法等の特例」の制度を設けている。</p> |

⑨ グリーン購入法

| | |
|--------------|---|
| 正式名称 | 国等による環境物品等の調達に関する法律 |
| 所 管 | 環境省 |
| 公布・・ 施行時期 | 公布：平成 12 年 5 月 31 日 施行：平成 13 年 4 月 1 日（本格施行） |
| 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共部門の環境物品の調達の推進 国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。 ○ 責務の規定 環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定。 ○ 基本方針の策定 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。 ○ 調達方針の作成等 各省各庁及び独立行政法人等は、毎年、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行う。また、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に報告する。 ○ 地方公共団体による調達の推進 都道府県及び市町村は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努める。 ○ 調達の推進に当たっての配慮 国等、都道府県及び市町村は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加を招かないように配慮する。 ○ 環境物品等に関する情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ①事業者は、その製造する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める。 ②他の事業者が製造等する物品等について環境負荷の低減に関する情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報の提供に努める。 ③国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制の在り方について検討を行う。 |

⑩ 三重県環境基本条例

| | |
|------|--|
| 正式名称 | 三重県環境基本条例 |
| 所 管 | 三重県 |
| 制定時期 | 平成7年3月15日 |
| 概 要 | <p>(目的) この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町村との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>(基本理念) 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。</p> <p>2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。</p> <p>3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。</p> <p>4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。</p> <p>(県の責務) 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。</p> <p>3 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら最大の努力をするとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>5 事業者は、市町村長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。この場合において、協定を締結した事業者は、協定書の写しを添えて知事に報告しなければならない。</p> <p>(県民の責務) 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>(環境の保全に関する基本的施策の策定等に係る指針)</p> <p>環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。</p> <p>(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。</p> <p>(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。</p> <p>(3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。</p> <p>(4) 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。</p> <p>(5) 歴史的文化的な遺産が保全されること。</p> <p>(6) 良好な景観が保全されること。</p> |
|--|---|